

	御意見（概要）	御意見に対する考え方
1	デジタル化推進という意味で、電気通信回線を用いた情報提供は、一定程度の功を奏すると思います。そこで、システムの不具合や故障といったトラブルへのケアも徹底し、個人情報の漏えいや流出が発生しないよう、心がけていただきたいです。	制度・システムの両面において、個人情報の保護に万全を期したうえで、マイナンバー制度の利活用と普及を促進してまいります。
2	民主主義国ですので、省令から命令へ変えることに断固反対します。 反対意見を無視しないでください。 国のあり方を決める権利は国民が持っています。 国民主権を念頭に置いた政策を何卒よろしくお願ひ申し上げます。（同旨の御意見 ほか6件）	今般、デジタル庁の発足に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」がデジタル庁と総務省の共管となったため、題名を修正するものです。
3	本則表以外の部分中「（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの」を削る。 （理由） 1 規定の追加のみを行う場合には、「で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの」の記載を要しないこと。 2 「、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は」の部分と、「、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは」の部分重複していること。 3 前項に指摘したように、重複した部分を削る結果、「対象規定」の定義を要しないこととなること。	別添2のとおり修正しております。
4	そもそも、特定の個人を識別するための番号の利用をやめてほしい。 個人情報を一つにまとめることは危険だ。 それを電子化することは、さらに危険である。 日本のようなセキュリティの脆弱な国では、情報漏洩の危険性を、常に考えておかなければならない。 また、どのような目的で使用されるのかということにも、懸念を感じる。 国民一人一人の資産の状況、過去の状況など、知られたくない情報までも一括管理されてしまう危険性がある。 また、個人の情報を、他に提供する場合は、必ず本人の許可を得る仕組みが必要だと思う。 現時点で、この法律を作ること自体が不要だと思う。 廃止してください。（同旨の御意見 ほか3件）	マイナンバー制度では、①個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施する、②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、マイナンバー法の規定によるものに限定する、③不適切な取扱いについては、個人情報保護委員会が監視・監督を行う等、制度・システムの両面において、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられております。
5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正について、断固反対します。 本案件は、日本国民の為に全くならないどころか、非常に不利益を被る恐れがあります。 その為、断固反対いたします。 国民の税金で運営されているのですから、真摯に意見を聞いて下さい。（同旨の御意見 ほか3件）	今回の改正については、法務大臣である情報提供者が情報提供用個人識別符号を取得するにあたっての関係機関間の通知の方法等を定めるものであり、御懸念のような国民の不利益に繋がるものではありません。